

目次

1. 簿記の悲しみ	P 1
2. 仮払金	P 3
3. 清算会計	P 5
4. 会計公準	P 7
5. 司法の会計インフラ	P 10

1. 簿記の悲しみ

当経済レポートは、2006年4月号「英語の悲しみ」において英語教育問題を取り上げたところであるが、日本の英語教育が効果を上げることがない理由は、簡単である。英語教育の中核をなす学校教育において、効果が上がる方法を採用していないからである。日本の学校教育では英語を数学や理科・社会と並列する教科科目として教え、筆記試験としては点数をつけて大騒ぎをしているのである。勘違いも甚だしい。英語は実技である。英語は、学校教育であれば、体育・音楽・芸術・料理と並列されるべき実技科目なのであり、実技科目を教科科目として教えてみても、その効果が上がらないのは当たり前である。

考えても見よ。教科書と黒板でゴルフを学んでゴルフがうまくなるものであろうか？実技なきゴルフ教育を受けてスイングをしてみても、クラブヘッドはボールにかすりもしない。この理屈は、実演なき音楽教育、制作なき芸術教育、実習なき料理教育においても同様ののであり、世の中には体や感性によってしか学ぶことができないことが少なからずあるのである。

ところが体育・音楽・芸術・料理については、社会もそれが実技科目であることを深く認識しており、従って、頭が良いと一般に言われている人の運動神経が悪く、音痴だったり、字がへたくそで、あるいは、カレーライス一つ作れなかったからといって、それをことさらに取り上げて馬鹿にしたりはしない。頭の良し悪しは教科科目の出来で評価することになっているのであり、教科科目の出来と実技科目の出来は関係ないことになっているからである。

ところが英語はそうはいかない。英語は教科科目ということになっているため、頭のいい人は英語も出来ることになっている。しかし、本当は、それは教科としての机上の英語に過ぎず、実技としての英語は別次元のことなのであるから、従って全くできないという当

然の現象が生じると、社会はそれを受け入れ難いのである。ここに英語の悲しみがある。従って、いわゆる一流大学を出たエリートといわれる人にこの英語の悲しみが大きい。

エリートにおける英語の悲しみ現象は、会計においても観察する事ができる。会計学は社会科学としての学問であるが、その理論体系の基本には複式簿記原理がある。ここで複式簿記は、英語と同様、実技である。したがって、学問としての会計学を理解しようとするのであれば、どうしても実技としての複式簿記を習得していなければならない。すなわち、会計の理解には、複式簿記の習得→会計学の学習というプロセスをたどる以外に方法はなく、ここで前者と後者の順序を入れ替えてみたり、あるいは前者を省略して後者だけの学習で会計を理解する事は、原理的に不可能である。

このことは、一切の楽器に習得することなくいきなり作曲を行なうことが非現実的である事と同義である。ショパンやモーツアルト、ベートーベンからリストに到るまで、全ての優れた作曲家は、作曲家である以前に優れた演奏家でもあった。さて、実技としての楽器の習得には夥しい量の練習が欠かせない。複式簿記の習得にも相当量の実習が必要なのである。当たり前のことではないか。

さて、司法界の裁判官、検察官並びに弁護士は、日本最難関といわれる司法試験の合格者から構成されており、したがって、日本最高の頭脳集団ということになっている。そこで司法が経済犯罪を扱う場合、常にそこには何等かの形で会計があるのであるから、司法はここにおいて何がしかの会計の理解を迫られる。不幸にして私は、少なからぬ裁判官、検察官並びに弁護士と、会計上の議論をする羽目に陥ったものであるが、残念ながら司法界の人で会計をまともに理解している人に、ついぞお目にかかったことがない。

私は、現行の制度会計下における取得原価主義の意義と必要性を説明する。司法人がそれに対して時価主義を主張し、私はそれに反論する。驚くべきことに、司法人は私の反論を理解する。もともと頭がいいので、純粋理論には滅法強いのである。私としては分かってくれたのかと一安心するのであるが、そこで司法人はこんなことを言い出すのである。

「しかしこの株価算定は、いい加減な事業計画に基づいて策定されているのだから、やはりここは時価が適用されるべきである。」

株価算定や事業計画書に取得原価の決定機能はない。会計上の取得原価は、その購入対価と付随費用により決定されるのであり、そこにおいて時価が介入する余地はない。このような会計上の理屈は知らなくとも、複式簿記で資産の購入取引を仕訳してみれば、資産の取得に時価など何の関係もないことは体で分かる。(注1) 時価は一旦成立した取得原価の修正機能を持つが、それは資産の評価減として扱われるべき事象であり、ここでの取得取

引とは異次元の問題である。これまた複式簿記による決算を行なってみれば、体でわかることなのである。司法人は、複式簿記を習得することなく会計を論じるため、どうしても会計理論以前の複式簿記原理の話は通じない。

このような話には枚挙に暇がない。私は発生主義会計を論じ、制度会計における投下資本の回収計算を説明する。驚くべきことに、司法人は私の説明を理解する。そこで私が、会社が利益体質にあったことを主張すると、こんなことを言い出すのである。

「しかし、そんなに儲かっている会社が、こんなに借金を抱えているのはおかしいではないか?」

結局、損益取引と資金取引の区別がつかないのである。成長段階にある事業には、利益が出るからこそ成長資金が不足するという常識が通じない。これまた、急成長の増収増益企業において、複式簿記で損益取引と資金取引を常日頃行なっていれば、体で分かる事である。しかし、複式簿記の習得なき司法人に、

「それは仕訳を行なってみれば簡単に分かる事なのです。」

と言ってみても通じない。それでは、今まで延々と私が説明してきた発生主義や投下資本の回収理論は、一体何だったのか。私は激しく疲労し、困憊するのである。

2. 仮払金

企業の日常会計処理には「仮払金」が頻繁に出てくるが、司法人に「仮払金」が見つかること大変なことになる。

「何だ、この仮払金というのは、何を隠蔽しようとしているのだ。」

と騒ぎ出して手が付けられない。仮払金は、本来の資金用途を明らかにすることが出来ないために、隠蔽目的で使われているに違いないと固く信じているのである。そこで、

「仮払金とは、出金したものの、その資金の最終形態が未確定なため、内部管理上一時的に処理する経過勘定であり、従って、仮払金処理は全ての企業で日常普遍的に行なわれている会計処理である。」

と説明するのであるが、司法人は、

「しかし結局この仮払金は貸付金だったのであるから、それを仮払とした段階で隠蔽の意思が認定できる。」

とやってくれる。

複式簿記による日常会計処理を理解していないため、管理会計と財務会計の違いが分からないのである。会計の目的は、その機能に応じて、管理会計と財務会計に区分される。管理会計とは、“企業内部の利害関係者（業務処理、諸意思決定をする人）に必要な会計情報

を提供することを目的とする会計”（注2）であり、財務会計とは、“主として、株主、債権者、取引先、国家・地方公共団体、一般消費者大衆等の企業外部の利害関係者に対して、企業の状況に関する会計情報を伝達することを目的とする外部報告会計（注3）をいう。また、財務会計のうち、法律の規制に準拠して実施される財務会計を制度会計という。（注4）ちなみに有価証券報告書虚偽記載事件は、したがって、制度会計における問題である。管理会計の目的は、企業内部の利害関係者（業務処理、諸意思決定をする人）に必要な会計情報を提供することにあるのであるから、ここでの会計処理は正規の簿記の原則（注5）に従い、内部関係者の合理的な意思決定に必要なして十分な会計処理を行なえば良い。ここで処理される勘定科目は、財務諸表規則等による制度会計上の勘定科目に拘束されることは無い。仮払金の対象となった出金について言及すれば、この出金が内部的に管理できるような会計処理を行なえばいいのであり、その勘定科目は、仮払金でもかまわなければ、立替金でもいいのであり、どうしてもそうしたければ別に貸付金としてもかまわない。一部の会社においては、このような科目名を使わず勘定番号による処理を行なう事例があるが、そのほうが管理上有効であれば、何も勘定科目名を使う必要さえなく、番号だけで処理してもいいのである。

管理会計に対して、制度会計で外部公表される貸借対照表は、“企業の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び資本を記載し、株主、債権者その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならない”（注6）。そして、外部利害関係者が貸借対照表により企業の財政状態を理解しやすいよう、その表示される勘定科目について財務諸表等規則等の会計諸規則が存在するのである。

公表財務諸表の作成されない期中においては、会社は管理会計の目的に従い出金を会計処理すればいいのであり、そこでの会計処理は、正規の簿記の原則に基づく内部管理目的を達成すればそれで必要にして十分なのである。そして、公表財務諸表作成の段階では、制度会計の目的に従い、この出金の貸借対照表日現在の状況を判断し、財務諸表等規則等の会計諸規則に従いその状況を正しく表示することになる。要するに、企業が公表財務諸表の作成されない期中において、未確定出金を仮払金と処理するのは、管理会計上まことにもっともな会計処理であり、この会計処理から何らの隠蔽の意思も認定する事はできない。

地検特捜部がある会社に強制捜査に入って、会計帳簿に「預かり金」と記載されているのを発見し、

「何だ、これは。この預かった金はどこに隠しているんだ。」

と言って、会社の経理担当者をシバキ上げたという。（注7）全ての会社には従業員の源泉所得税や社会保険料の預かり金がある。従業員の毎月の給料からこれらの公課金を源泉徴収しておき、それに会社負担分を加えて、翌月に税務署や社会保険庁に支払うのである。

この経理処理を複式簿記で行なう以上、常に預かり金は発生するのであり、誰も預かった金を隠しているわけではない。地検特捜部の検事にして、複式簿記の知識はこの程度なのである。

3. 清算会計

複式簿記なき司法の会計は、単式簿記になってしまうため、そこでの会計は必然的に清算会計になってしまう。複式簿記は、継続記録と会計帳簿により、財務諸表の作成と有機的に連動している。これに対して単式簿記は財務諸表の作成を前提としていない。単式簿記の代表例である子供のお小遣い帳では、いくら正確無比な記帳を行っても貸借対照表の作成はできない。そこで、単式簿記で貸借対照表を作成しようとする、その段階で別途資産と負債を評価測定する以外に方法がないのである。貸借対照表の作成時点で、(継続記録による会計帳簿によらず) 資産と負債を測定して貸借対照表を作成する手法は清算会計に他ならない。従って素人の会計は基本的に清算会計である。(注8)

ここで清算会計とは、継続企業を前提とせず、全ての資産・負債をその清算価値に基づいて評価測定する会計をいう。清算会計においては清算時点の資産と負債を定点測定すればいいのであるから、そこでは企業活動の継続的把握は必要とされない。継続的企業の動的把握を行う必要があるからこそ、経済行為をいちいち借方・貸方に分解し、それを要因別に計測記録する複式簿記が不可欠なのである。ここで継続活動を停止した清算企業について、清算時点の資産負債の静態的把握を行うのであれば、もとより複式簿記など要らない。すなわち、清算会計は、現行制度会計において、唯一単式簿記で成立する会計なのである。

清算会計は、複式簿記を前提とすることなく成立する会計なのであり、従って、司法が無意識に会計事象を認定すると、それは結果的に清算会計による事実認定と同じ結果になってしまう。しかし経済事件において問題とされる企業のほとんどは継続企業なのであり、そこでの企業活動は継続企業を前提とした企業会計原則により評価・測定・記録され、そしてその結果が財務諸表として開示されている。継続企業を前提とする企業の経済活動を、清算会計で事実認定すると、全く同じ事実がまるで違ったものとして理解されてしまう。

私は、平成14年のキャッツの粉飾決算事件において、会社の経営陣と粉飾決算を共謀したとして起訴され、一審・控訴審で有罪判決を受け、現在最高裁に上告中の立場にある。会社の経営陣との共謀などもとより論外であるが、私はそれ以前に、平成14年のキャッツに粉飾決算を指導した覚えがない。私の主張は粉飾決算そのものがないというのであるから、私の主張どおりであれば、事件は検察官による粉飾決算の捏造ということになる。

検察官は、キャッツの経営陣は平成13年ころより自社株の株価操縦を行っており、その株価操縦の後始末として会社から60億円の金を出して自社株を購入し、その事実を隠蔽するために、本来経営者に対する貸付金とすべき60億円を、第三者に対する預け金として平成14年6月中間期の中間貸借対照表に表示したとして、平成14年6月中間決算の粉飾を、また、ここでの預け金をさらに偽装するため、多くとも6億5千万円しか評価できないポイントカード運営会社を60億円として過大に評価して買収し、平成14年12月期の貸借対照表に子会社株式60億円として計上したとして、平成14年12月決算の粉飾を主張している。

これに対して私は、キャッツの経営陣から株価操縦をしているなどとは聞いたこともなく、キャッツから出された60億円は自社株となった後、その60億円分の自社株が第三者のM&Aファンドにそのまま預けられたのだから、それが預け金となるのは当たり前で、またその60億円のM&Aファンドでポイントカード運営会社を買収されたのだから、その取得原価が60億円となるのもまた当然というものである。さらに中間期において60億円の貸付金とするか預け金とするかは財務諸表の読者にとってさしたる意味がなく、また12月期の連結財務諸表では、ポイントカード会社の純資産が、多くとも6億5千万円どころか6千万円しかないという企業実態があるままに開示されているのであるから、平成14年の財務諸表は6月中間期・12月期共に、財務諸表の読者の意思決定を誤らせることがない、すなわち適正なものであるというものである。

私は、平成16年3月9日の逮捕前後の取調べ期間中、なぜキャッツの平成14年6月中間期並びに12月期の会計処理が重要な虚偽記載になるのか、検察官の理屈が全く理解できなかった。だいたい、貸付金と預け金との違いが粉飾決算とされることなど人類の会計理論史上聞いたことがなく、また、多くとも6億5千万円などという訳の分からない取得原価など、複式簿記原理上ありえない。一審並びに控訴審での公判並びに判決を経ても、なお私は全く理解できなかった。

しかし、いくら私が司法の会計を馬鹿だと罵ってみても、その司法が私の判決を下すのであるから、何とかして司法の会計と、私の信奉する企業会計原則を理論的に調整しなければならない。そうでなければ、私の主張は負け犬の遠吠えに過ぎないことになり、仮にその事は已む無しとしても、ここで企業会計原則はその存在意義を失ってしまう。粉飾決算の防止機能を社会から付託されている公認会計士はその存在意義がなく、会社の決算の判断は司法が行なうことになってしまう。

私は、事ここに到った以上、経済現象に対する法と会計の解釈方法の違いを解明する必要

があると思ひ至り、研究を続けたところ、両者は会計公準の破壊を認定するかどうかによって調整が可能なことを突き止めることが出来た。単式簿記による司法の会計は清算会計である。これに対して、経済人の会計は、複式簿記による企業会計なのである。そこで、経済事件に対して、清算会計を適用すべきか企業会計を適用すべきかの判断基準を明確にすることができれば、会計をめぐる司法人と経済人の対立を、理論的に調停することができるのではないか。そして、その判断基準こそ、企業会計の成立要件である会計公準に他ならない。会計公準による明示的な検討を行なえば、法も会計も、同一の経済現象を見て同一の真理に到ることが出来るのである。

4. 会計公準

経済犯罪に対する司法判断の争いは、究極のところ、法律家と経済人の経済現象に対する解釈論の違いに行き着かざるを得ない。ここで会計は、経済人の経済現象の把握における実務上のツールである。法は規範性が強く、不正の前提が成立しているならばその不正が財務諸表に反映されていない限り、当該財務諸表は虚偽記載であると判断する。これに対して会計は不正の前提に中立であり、不正の前提が成立していても、それとは中立に経済実態が適性に財務諸表に反映されなければならないと考えている。会計は、その原則の中に不正という概念そのものがない。現行企業会計原則のどこにも不正行為に対する会計処理は規定されていない。法のいう不正の前提を企業会計原則が受け止めているのは、唯一、会計原則の前提としての会計公準である。

ちなみに、会計公準とは、会計に関する諸原則（企業会計原則）が成立するための前提のことであり、コンベンションとも呼ばれる。企業会計の三公準として、以下の3つが挙げられる。

1) 企業実体の公準

会計単位の前提となる公準であり、企業が株主や経営者とは別に、独自の経済主体として存在することを意味する。このため、株主の持分計算ではなく、企業自体の財務諸表が作成されることになる。

2) 継続企業の公準

会計期間の前提となる公準であり、企業はその経済活動の終結を予定しておらず、期間を超えて未来永劫存続することを意味する。このため、歴年による会計期間を定めて、会計期間における経営成績と会計期末の財政状態を把握する決算手続が必要となる。

3) 貨幣評価の公準

経済活動は全て貨幣で評価することができ、また一旦測定した貨幣評価額は一定であることを前提とする。従って、現行会計は貨幣価値の変動によるインフレ含み益を前提としない。

企業実体の公準により、それ自体が株主あるいは経営者から独立した主体である企業は、継続企業の公準により未来永劫に企業活動を行なうものとされ、その経済活動は貨幣的価値で測定される。企業会計原則はこれらの3つの会計公準を前提として成立している。そこで、法のいう不正の前提が企業に発生した場合、会計は、(1) その不正が企業実体に及ぶかどうか、(2) その不正は継続企業の前提を破壊するかどうか、(3) そしてその不正行為の影響が貨幣的測定の可能なものかどうかを、3つの会計公準に即して検討する。そしてこれら3つの会計公準が一つでも破壊されている場合には、もはやそこでは会計公準を前提とした企業会計原則は適用されず、企業会計原則に代えて清算会計が適用されるのである。

さてそこで、企業犯罪があり、経営者にその認識があり会社ぐるみの犯罪であるとすれば、不正の前提は成立しており、その不正の前提は企業実体の公準と継続企業の公準を破壊している。キャッツ事件において、経営者が本当に株価操縦を意図的に行なっていたとすれば、その犯罪行為は彼らの有する代表権あるいは表見代表権を通じて会社自体に及ぶと考えられる。また、上場会社の経営者自身が、証券市場の信頼の原点を悪用する株価操縦を行なっていたというのであれば、その企業は上場企業としての存続を否定されてしかるべきであろう。したがって、この場合は企業会計原則は適用されず、これに代わって清算会計が適用されるべきであるという結論を得る。

企業会計原則上は、貸付金か預け金かは、もとより重要な意味を持たないが、清算会計は企業の清算を行なうための会計なのであるから、債務者の違いは重要な意味を持つ。したがって、清算会計において本来経営者に対する貸付金を第三者に対する預け金としているのであれば、それは重要な虚偽記載に該当する。本件では検察官は貸付金と言いつつも、契約書や金利等の約定条件自体存在しないが、清算を前提とするのであるから、そこでは契約書や金利あるいは返済期間の定めのないことも何ら問題とはならない。

さらに、清算会計では、資産はその清算価値で評価測定されなくてはならないのであるから、本件で買収されたポイントカード運営会社は、その取得原価ではなく、多くともその直近の売買事例である6億5千万円以上では評価測定されない。直近の売買事例は企業会計原則上の時価ではないが、ここでは企業会計原則そのものが適用されないのであるから、関係ない。これを預け金との交換取引であるとして60億円で評価測定したとすれば、それは清算会計上の重要な虚偽記載に該当する。清算会計では貨幣価値測定の公準さえ破壊されているのであるから、金額さえ特定する必要がなく、ここでは6億5千万円内の最も低い価額での評価額が付されていれば良い。さらに、清算会計においては単式簿記を前提としているため、「多くとも」などという複式簿記では仕訳不可能な評価測定も、「あり」

なのである。

すなわち、キャッツ粉飾決算事件における一審並びに控訴審判決は、本件平成14年におけるキャッツに対して（裁判所はそのことを意識していないにもかかわらず）一貫して清算会計による会計処理を主張していたことになる。なぜなら司法の会計が単式簿記である以上、そこでの事実認定は、特に意識しない限り、必然的に清算会計になってしまい、その結論は清算会計での結論と結果的に一致するからである。これに対して私は一貫して企業会計原則による会計処理を主張していたのであるから、両者の議論がかみ合わないのは、もとより当たり前だったのである。

ここで、全ての不正の前提が会計公準を破壊し、企業会計原則の適用を否定するわけではない事は言うまでもない。従業員が使い込みをしたり、あるいは経営者が背任をした場合でも、それらの不正行為が個人的不正行為であり、企業全体に及ぶものとは認められず、かつ、不正行為の貨幣影響額が当該企業の存続を不可能ならしめるほどの重要性がない場合には、不正の前提は会計公準を破壊することはない。この場合、企業会計原則の適用が否定される事はない。

1995年に発覚した大和銀行ニューヨーク支店の巨額損失事件の損失額は960億円であった。1996年に発覚した住友商事の銅不正取引による損失額は、最終的には2,850億円に達している。両社ともその後の企業継続に影響は出しておらず、その後も企業会計原則による財務諸表を作成し、公表している。不正金額が巨額となる場合でも、それが事業の存続に影響しなければ、そのことのみをもって会計公準が否定される事はないのである。

キャッツの粉飾決算事件において、経営陣の株価操縦という不正の前提が成立しており、それを私が認知している限り、そこでは清算会計が適用されるのであるから、これに対して企業会計原則により無実を論証する私の主張は、会計上その論拠を失う。私は一貫して、平成14年において、経営陣の株価操縦という不正の前提は成立しておらず、それを私が認知していたこともないことを主張している。一審判決は、事件の前年である遅くとも平成13年夏の時点で、私が経営陣から株価操縦の告白を受け、これを黙認していたと認定したが、控訴審判決は一転してこの一審での事実認定を全て削除した。キャッツの経営陣が次々と控訴審の証言台に立ち、彼ら自身、当時株価操縦の認識は全くなく、従って、株価操縦の告白を私にしたことなどないことを明白に証言したからである。

ならば不正の前提は成立しておらず、会計公準は生きている。従って、企業会計原則は有効なのであり、キャッツの平成14年の財務諸表はやはり適正だったのである。しかし、

控訴審判決はこのような理論構成を取らなかった。なぜならキャッツの経営陣による控訴審証言は、検察官面前調書と一致している一審証言の逆転証言なのであり、現行司法においては、逆転証言が証拠として認められる事は絶望的に少ないからである。(注9)

5. 司法の会計インフラ

総務省の公表する犯罪白書によれば、経済犯罪とは証券取引法、会社法並びに独占禁止法等の特別経済法違反の犯罪をさしており、業務上横領あるいは単純背任は一般刑法違反事件に分類されている。従業員や役員の単純な業務上横領や背任行為は、経済行為に基づく犯罪ではあっても一般刑法犯となるのであり、ここで言う特別経済犯とはならない。もとより、刑法とは別に証券取引法、会社法並びに独占禁止法が定められているのは、特定の不正経済行為が一般刑法で裁く事ができないほどの重要性があるからに他ならない。つまり、特別経済法違反というからには、特定の不正経済行為が、一般刑法の想定を超えるほどの質的あるいは量的重要性を持っていなければならない。さもなければ、もとよりこれらの事案に特別経済法を適用して、一般刑法より格段に重い刑罰を課す理由はない。すなわち経済犯罪は、質的あるいは量的重要性のある不正経済行為なのであり、そうであれば、その影は必ず財務諸表に反映されている。なぜなら複式簿記に基づく財務諸表は、不正かどうかにかかわらず、全ての質的あるいは量的に重要な経済行為を反映したものに他ならないからである。

さて、重要性のある不正経済行為が発覚したとして、財務諸表はその不正経済行為を、どのように貸借対照表や損益計算書の中に反映しているものであろうか。経済行為が不正かどうかにかかわらず、重要性のある経済行為は複式簿記原理により計測され、何らかの形で必ず財務諸表の中に表示されている。経営者がその不正行為を隠蔽しようとしても、複式簿記である以上、その隠蔽した痕跡は財務諸表の中に必ず残っているのであり、完全にその痕跡を消し去る事は、原理上不可能である。すなわち、財務諸表は経済犯罪の証拠の宝庫なのであり、財務諸表から経済犯罪を摘発する事さえ可能なのである。

それでは重要性のある不正経済行為と粉飾決算の関係はどうであろうか。重要性のある不正経済行為があっても、財務諸表がその経済事実をそのまま表示していれば粉飾とはならないのであり、重要性のある不正経済行為があるからといって、その会社の財務諸表がそのまま粉飾決算ということにはならない。粉飾決算とは、本来重大な企業会計原則違反の中で著しい利益操作が行なわれているものをいう。したがって粉飾決算は本来会計の中で犯罪なのであるが、現在の司法は会計のインフラがないので、会計を論じることなく粉飾決算を摘発しようとしている。企業会計原則違反を主張することなく、重要性のある不正経済行為をもって粉飾決算と言い得るのは、唯一会計公準が破壊されている場合だけで

ある。そう滅多にあることではないが、重要性のある不正経済行為が会計公準を破壊する場合があります。

したがって、極めて重要性のある不正経済行為が発覚した場合、会計はまず会計公準の破壊を検討しなければならない。企業実体の公準、継続企業の公準、並びに、貨幣評価の公準をつぶさに検討して、その一つでも破壊されている場合には、もはやその会社は継続企業とはみなされないのであるから、そこでは継続企業を前提とした企業会計原則を適用してはならないのである。そこでの財務諸表は清算会計に基づいて作成される事になるのであり、これを継続企業を前提とした企業会計原則に基づいて作成すれば、それは粉飾決算ということになる。

日本において、20世紀以前に摘発された粉飾決算事件は、会計公準の破壊が実現した後に粉飾の摘発が行なわれてきた。すなわち会社が倒産し、継続企業ではなくなったあとに、実は粉飾をやっていたとして司法制裁を課してきたのである。この場合、会計公準の破壊は現実のものとなっているのであるから議論の余地はなく、一方、倒産企業の倒産原因は、倒産時点以前の数期間にあったに決まっているのであるから、その期間に作成された財務諸表は粉飾決算に決まっている。それらの財務諸表の作成時点では、既に継続企業の公準は破壊されていたに違いないのであり、それにもかかわらず企業会計原則を適用して財務諸表を作成した以上、そこでは必ず悪質な利益操作が行なわれている。すなわち、企業の倒産後に摘発する限り、司法は会計上の議論を行なうことなく、たやすく粉飾決算を摘発する事ができたのである。

「倒産した以上、継続企業ではなかったのであり、それを継続企業として偽装したのは粉飾に決まっている。」

とコブシを振り上げれば、経営者も反論の余地などあろうはずがなく、

「その通りです。架空売上と架空在庫で利益を水増ししていました。」

としおらしく、その粉飾の手口を自白した。自白のしおらしさは、その企業の会計監査を行っていた監査人も同様である。

さて21世紀となり、粉飾決算の摘発は、倒産後ではなくその企業の生存中にも行なわれる事になった。社会が不正企業の市場からの追放を強く求めているからである。東京地検特捜部がキャッツ粉飾決算事件及びライブドア粉飾決算事件に強制捜査に入り、その経営陣を逮捕した時点では、両社は共に上場企業として生きていた。その後両社は上場廃止を経て、前者においては本当に倒産していくのであるが、その直接的原因は司直の摘発による信用崩壊が起きたからに他ならない。銀行も、一旦代表権をもつ経営者が逮捕されれば、その企業に対する融資を引き上げてしまうのである。起訴有罪率99.9%を前提とした

推定有罪の実務は、日本の金融界においてもしっかりと根を張っている。

上場会社の会計公準の破壊など、そう簡単に起きるものではない。生きている会社に対して粉飾決算を告発する以上、司法は、二つの選択しかありえない。断続企業を前提とする企業会計原則違反による重大な利益操作を立証するか、あるいは、断続企業を否定して会計公準の破壊を立証するしかない。企業会計原則を前提として、その会計原則違反をもって堂々と粉飾決算を告発するか、あるいは、その企業は生きてはいても、不正経済行為が会計公準を破壊しているため、生きてはならないことを立証するのである。いずれにしても司法当局に深い会計知識が求められてしまうのである。

司法が会計を知らなくとも粉飾決算を摘発できる時代は既に20世紀と共にとっくに終了している。粉飾決算の摘発のためには、会計公準あるいは企業会計原則の深い知識が不可欠なのであり、会計のインフラなく粉飾決算の摘発などできるものではない。さらにまた、司法が会計インフラを整備する事により、司法は粉飾決算に止まらず、広く経済犯罪一般の効果的な摘発も行なう事ができる。財務諸表が客観証拠の宝庫だからである。司法は会計という経済犯罪摘発のための最低限のインフラを至急整備する必要がある。

2008年4月10日

(注1) 恋愛の後結婚することになり、婚約指輪を買うに際して、その婚約指輪が御徒町のガード下で買い叩けば10万円で買えることを知りながらも、彼女と一緒にわざわざ銀座の高級宝飾店に行き、同じ指輪を50万円も出して買うという現象は、一般に広く認知されているところである。さて、ここでの取引を複式簿記で仕訳すると、指輪の購入時点の仕訳が、(借) 貴金属50万円 (貸) 現預金50万円となるのであり、ここで時価である10万円は複式簿記の対象にならない。複式簿記は投下資本の回収計算を行っているからである。次に、この男性がこの指輪を女性にプレゼントした時には、(借) 交際費50万円 (貸) 貴金属50万円という仕訳になるのであり、複式簿記上この男性の愛の証は50万円の貨幣価値として処理されることになる。これを御徒町での時価が10万円であるとして、10万円の交際費として処理するとすれば、それはこの男女関係における愛の経済実態を反映しないことになるであろう。第一、この男性に失礼ではないか。

(注2) 現代会計用語辞典 第3版 税務経理協会 P53

(注3) 現代会計用語辞典 第3版 税務経理協会 P104

(注4) 現代会計用語辞典 第3版 税務経理協会 P157

(注5) 企業会計原則第一一般原則二

(注6) 企業会計原則 第三 貸借対照表原則一

(注7) 私はこの話を元特捜検事で現在は大学教授をしている方よりお伺いした。従って伝聞証拠ということになり、刑事訴訟法第320条の規定により、この話は証拠価値を持たない。しかし、この話をした方の信頼性、話をしたときの状況、並びに、私自身が検察官と直接接した経験から判断して、この方が敢えてここで私に嘘を言わなければならない動機は存在しない。この話は本当であろう。

(注8) 政府及び地方公共団体並びにそれらの外郭団体に対して適用される公会計は単式簿記である。単式簿記では、売上も借入も共に収入としか認識できないため、単式簿記による公会計は事業体の負債認識に致命的な欠陥を有している。借入を収入として認識してしまうため、クレジットカードで買い物をしてでも決済日までは負債認識ができないのである。平成19年6月末時点の日本の中央政府総債務は885兆円であり、これは日本のGDP500兆円の1.77倍である。中央政府が国民総生産の2倍近い借入依存度を示す国など先進国ではどこにもないが、これほどまでに借金を累積させてきた原因の一つに、日本の公的機関の公会計がある。借金は積み上げて見ない事には決算上その総額が分からないのである。無計画な消費を繰り返す人が、クレジットカードで自己破産に追い込まれる現象と同じ構造である。無計画な消費を繰り返す人は、収入と支出を単式簿記でしか考えることができないのであり、単式簿記では、複雑化した現代の事業活動の動的把握を行うことはできない。

(注9) キャッツ粉飾決算事件の控訴審においては、事件の共犯者とされるキャッツの元社長、元専務、元常務の全重要関係者が次々と東京高等裁判所の証言台に立ち、心ならずも事実と異なる検察官面前調書に署名させられたり、一審において嘘の証言をさせられた実態を赤裸々に証言した。これらの逆転証言によれば、検察官は、本件が粉飾決算であると決めつけ、その結論に沿った事件のストーリーを作成し、一旦ストーリーが出来上がると、その筋書きに沿った会議を絞り込んで会議の日付を特定し、そこでの登場人物を決めては各人の発言を作り込んでいったという。このような手順で作成された虚偽の供述調書への署名の強要が行われたというのである。一審での嘘の法廷証言に関しては、証言の前に40-50回にも上る常軌を逸したリハーサル（証人テストと言われる）が行われていたことが判明し、法廷にその証拠が提出された。そこでは、供述調書に沿った検察官による主尋問に対する証言内容の丸暗記が強制されると共に、弁護側反対尋問に関しても検察官により模範解答が示され、それらの丸暗記に基づくリハーサルが延々と行なわれたという。控訴審の逆転証言のために彼らが任意に作成した宣誓供述書によれば、この証言の暗記は完璧を期すもので、テニオハの助詞一つ間違えてももう一度最初からやり直しをさせられたとのことで、その実態は富士山の地獄の特訓並みとのことであった。さらに控訴

審証言では、「(一審での) 証言の日は朝検察官の執務室に出頭し一緒に法廷に出て、昼は一緒に検察官執務室で昼食をとり、さらに午後の証言後は再び検察官の執務室に戻り反省会を行っていた。」という実態が明らかとなった。また、その際、「弁護人からの反対尋問で証人テストの回数を聞かれたら15回くらいと答えろ」とか、「弁護人から証言の日のお昼はどうしたかと聞かれたら、検察官と一緒にお昼を食べたことは言わないほうがいい」といった検察官による偽証教唆が行われたことも暴露された。証人テストが過去司法において問題となったのは一度だけあり、昭和56年仙台高裁判決の担保提供名下詐欺事件において、夥しい回数の証人テストによる証言は信用性がないとしてその証拠価値を否定され、逆転無罪が言渡されている。担保提供名下詐欺事件における証人テストの回数は27回であり、キャッツ粉飾決算事件においては、それが複数人において40-50回という日本の刑事司法史上最悪の事例であった。それでも控訴審判決は、取調べ段階の検察官面前調書の信用性を認定し、控訴審の逆転証言は信用できないと判断した。